

お客さま各位

株式会社 鳥取銀行

外国送金等外為取引をご利用のお客さまへ

当行では、「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」)や「米国 OFAC 規制」等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融を防止する態勢強化に取り組んでおります。

つきましては、ご依頼を受けた外国送金等が「外為法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないことをご申告いただくとともに、送金内容のご説明や資料のご提供をお願いしておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 外為法に基づく支払等規制

- イラン、北朝鮮、ロシア・ベラルーシ関連の取引や資産凍結等経済制裁対象者との取引等が規制されています。お客さまのお取引が各種規制に該当しない事をご確認いただき、ご申告ください。
- ご申告の際は、お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないこともご確認ください。

- ① 直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等でないこと（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
- ② 制裁対象者に実質的に支配される法人等への支払等でないこと
- ③ 最終的な受取人が北朝鮮居住者でないこと、お取引相手の主な株主や取締役が北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと
- ④ 最終的な受取人や取引関係者がロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体でないこと

2. 米国 OFAC 規制

- 米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じています。
- OFAC 規制は米国人・米国法人（米国金融機関含む）・米国居住者に適用されるものですが、外為取引の多くは米銀等を経由して行われるため、お取引が規制に該当した場合、資金が凍結され、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。
- 直接的な送金人や受取人が制裁対象者に該当しない場合でも、送金の背景にあるお取引の関係当事者（実質的支配者等）や関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することとなります。
- 規制の詳細は OFAC ホームページをご確認ください。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pases/default.aspx>

3. 確認資料の提示

- お申込の際は、以下のようなお取引内容が確認できる資料のご提供をお願いします。

送金目的に関する確認資料の一例

商品代金（輸出入）	請求書（インボイス）、原産地証明書、船荷証券 等
不動産購入	不動産売買に係る売買契約書 等
投資	投資内容がわかる契約書 等
生活費	相手方との関係が分かる資料（戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書 等）
旅費・滞在費	宿泊先、旅行会社等からの請求書 等

送金原資に関する確認資料の一例

給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書 等
物品の販売代金	契約書、取引に関する書類 等
相続	相続関係書類 等
不動産関連収入	不動産賃貸に係る書類、不動産売買契約書 等

- 受取人や支払銀行などの住所が中国の三省（遼寧省・吉林省・黒竜江省）に該当する場合、原産地証明書やインボイス、船荷証券等の、原産国及び船積地域が確認できる書類のご提示をお願いします。また、商品の品目が以下に該当する場合は「原産地証明書」が必須となります。

北朝鮮関連	しじみ・ずわいがに・けがに・赤貝・えび・うにの調製品・なまこの調製品・ひらめ・かれい・たこ・はまぐり・あわび・あさり・うに・さるとり いばらの葉・まつたけ
O F A C 規制関連	絨毯・ラグ・ナッツ・ピスタチオ・アーモンド・ドライフルーツ・デーツ・オリーブオイル・たばこ・コーヒー・カカオ・ラム酒・砂糖

4. 送金受取人の住所記入

- 受取人住所は番地まで詳しくご記入ください。「PO BOX」は郵便配達のための連絡先（私書箱）となりますので、実際に居住している住所をご記入ください。
- 受取人または受取銀行の所在国が中国・韓国・ロシアの場合は下記の情報が必須となります。

法人	番地を含む完全な住所（中国の場合、省名も必須）
個人	● 住所の都市名（中国の場合、省名も必須） ● 住所が中国の遼寧省、吉林省、黒竜江省の場合 番地を含む完全な住所、ID（身分証明書番号）、電話番号、生年月日 受取人との関係性が分かる書類（住民票など）や身分証明書類（IDカード等）の写しを併せてご提出下さい。

外為法に基づく主な支払等規制

最新の規制内容は財務省、経産省の HP 等をご確認ください

北朝鮮・イラン関連規制

貿易規制	<ul style="list-style-type: none">北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入または仲介貿易取引北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
支払の原則禁止	<ul style="list-style-type: none">北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払北朝鮮に主たる事務所を有する法人等及びその実質的支配下にある法人等への支払
資金使途規制	<ul style="list-style-type: none">「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的の取引「イランの核活動・核兵器運搬手段の開発・大型通常兵器等の供給に係る活動」等に寄与する目的の取引

ロシア・ベラルーシ関連規制

貿易規制	<ul style="list-style-type: none">ロシア、ベラルーシ向け特定品目の輸出、ロシア、ベラルーシの特定団体への輸出ロシアからの一部品目の輸入 (アルコール飲料、木材、非工業用ダイヤモンド等)ウクライナ (2 共和国 (自称) を原産国及び仕向地とする場合に限る) との輸出入
対外直接投資規制	<ul style="list-style-type: none">ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引本邦居住者が非居住者等と共同設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払本邦居住者がロシア法人等と共同設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払
証券取引規制	<ul style="list-style-type: none">ロシア政府及びロシアの特定銀行が発行した証券の取得・譲渡等
役務提供規制	<ul style="list-style-type: none">ロシア、ベラルーシ向け特定品目の技術提供、ロシア、ベラルーシの特定団体への技術提供、ロシア向け特定サービスの提供
上限価格規制	<ul style="list-style-type: none">本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する取引 (購入価格が上限価格を超える取引に限る)

北朝鮮 IT 労働者に関する企業等への注意喚起

警察庁、財務省など政府のホームページに「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等への注意喚起」が公表されています。北朝鮮の IT 労働者が日本人になりすましオンラインのプラットフォームを利用して業務を受注し収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源となっている可能性があるとし、日本企業に対し注意を呼び掛けています。北朝鮮 IT 労働者に業務を発注し対価を支払う行為は、外為法等に違反するおそれがありますのでご注意ください。詳細は財務省のホームページをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20250820142003.html